

サービスガイド

ご契約内容の変更や、もしもの事故のときに、ご注意くださいいただきたいことをまとめてご紹介しています。

「Myホームページ」のご案内

契約内容をあらためて確認したいときは？

三井ダイレクト損保がご用意する、
お客さま専用の『Myホームページ』にてご確認いただけます。

インターネットでご契約いただくと、同時にご利用いただけます。
当社Webサイト <https://www.mitsui-direct.co.jp>

Myホームページでご利用いただけること

ご契約内容の照会

ご継続手続き、新規お見積り・お申し込み手続き

登録内容の変更

ご契約内容の変更

事故のご連絡

事故対応に関する各種情報のご照会

お客さま携帯カード情報の送信



※Webサイト画面は2019年1月2日時点のものを掲載しております。
Webサイト画面のデザインは変更になる場合があります。

契約内容の変更手続き

契約内容の変更が必要になったら？

次のような変更がある場合には
あらかじめ変更のお手続きをお願いします。

変更が必要な主な場合

次のような変更をご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内が
できないことがありますのでご注意ください。

ご住所等の変更

<例>

- マンションを買ったので引越した。
- 電話番号を変更した。

クレジットカードの変更

<例>

- 月払で契約しているが、保険料払込みに
使用しているクレジットカードを解約した。

Myホームページからご変更のお手続きが可能です。

Myホームページにログインし、お手続きください。

<https://www.mitsui-direct.co.jp/customer/>

※ご契約の状況・ご変更内容によっては、Myホームページからお手続きいただけない場合もございます。
その際はお手数ですが、下記「お客さまセンター」までご連絡ください。

お客さまセンター 0120-312-750

受付時間：平日9:00～22:00 土・日・祝日9:00～18:00

*詳細は「約款のしおり」をご覧ください。

事故対応サービス

もしも事故にあったらどうすればいいの？

まずは『事故受付センター』にお電話ください。 **0120-258-312** 24時間365日対応

事故発生から解決まで、責任をもって対応します。

1事故専任担当制

1事故ごとに人身事故・物件事故の
専任スタッフが責任をもって担当します。

被害事故専任担当

保険適用にならない被害事故についても、
専任スタッフが親身に相談にあたります。
※示談交渉はできません。

賠償事故示談交渉サービス

対人・対物賠償事故について
お客さまに代わって示談交渉を行います。

休日でも安心のサービス

対人・搭乗者傷害・自損事故傷害・人身
傷害の入院事故については、ご要望により、
休日の事故でもお客さまのもとに急行します。

※全国で、平日・休日を問わず、21時までご利用
いただけます。

事故受付・対応時間

平日 事故受付 24時間
初期対応* 9:00～19:00

土・日・祝日 事故受付 24時間
初期対応* 9:00～19:00

*事故受付後の相手方、修理工場、医療機関等への連絡、
および対応結果のお客さまへのご報告をいいます。

事故による「保険金請求」の際のサービスも各種ご用意しております。

入院保険金内払サービス

自損事故傷害で長期の入院の場合には、
入院中であっても簡易な手続きで
保険金の内払いを行います。

事故証明書取付代行サービス

保険金お支払いのために交通事故証明書の
取付が必要な場合、お客さまに代わって
取付代行および費用負担を行います。

事故受付・支払案内サービス

事故の受付や保険金お支払いのご案内は、
担当者名、連絡先などを添え、
お客さまあてにご案内します。

全国に広がるネットワーク体制で、しっかりサポートします。

損害調査ネットワーク

全国の損害調査ネットワークにより、修理工場などを訪問し、
スピーディーに損害の確認、事故現場および事故状況の確認を行います。

弁護士ネットワーク

難航する事案や訴訟の場合にも、
全国の弁護士ネットワークによりバックアップします。

保険金の種類と補償の概要

この保険は他人から借用した自動車やレンタカーを運転中の事故に関する相手方への補償、ご自身の補償等につき、次の補償種類を用意しております。「相手方への補償（賠償保険）」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせてお選びいただくことができます。なお、これら主な補償種類とは別に、任意でセットできる特約をご用意しております。

- 相手方への補償（賠償保険）：対人賠償保険、対物賠償保険、自転車運転者損害賠償責任補償特約 ご自身の補償（傷害保険）：人身傷害補償特約、搭乗者傷害危険補償特約、自損事故保険
- ※1 この保険の対象となる自動車は借用自動車です。
 - ※2 対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害補償特約および自損事故保険については、借用自動車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合、レンタカー会社が締結している保険によって支払われる保険金または共済金等によって、損害額の全額が補償されないときに限り、その差額に対してのみ保険金を支払います。
 - ※3 借用自動車運転中の事故については、ご家族の方が自動車に所有されている場合は、その自動車に締結されている保険等によっても補償される場合がありますので、その保険等の内容をご確認ください。
 - ※4 借用自動車とは、記名被保険者の方がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理されている自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。ただし、その用途・車種が、自家用6車種・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）・特種用途自動車（キャンピング車）・二輪自動車・原動機付自転車（いずれかであるもの）に限ります。また、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族の方が所有されている自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車を含みます。）、記名被保険者の方が役員となっている法人が所有する自動車はいずれも借用自動車とはなりませんので、ご注意ください。

お支払いする保険金とその額について

保険・特約の名称	補償の内容
対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、借用自動車に搭乗中の方など他人を死傷させ記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われる額を超過する損害について補償します(注)。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となります。
対物賠償保険 (普通保険約款・対物賠償条項) ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します(注)。
自転車運転者損害賠償責任補償特約 ※自動セット	記名被保険者が自転車を運転しているときに生じた対人賠償・対物賠償に関する事故につき、対人賠償保険・対物賠償保険の規定を適用して補償します。

(注) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。また、対人賠償保険については、借用自動車に自賠責保険等が締結されていない場合は、自賠責保険等で支払われるべき保険金も支払われます。

人身傷害補償特約 「一般タイプ」 「借用自動車運転中のみタイプ」	搭乗者傷害危険補償特約	自損事故保険 (普通保険約款・自損事故条項) ※人身傷害補償特約をセットしない場合にセット可能。
記名被保険者や記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母・配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額）の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。なお、借用自動車運転中のみ補償特約（人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約）をセットした「借用自動車運転中のみタイプ」の場合は、補償の範囲が記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方のみに限定されます。（この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としてしています。）(注1)	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。 ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金：被保険者が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金：被保険者が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合（4～100%）を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金：被保険者が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者またはその家族が死傷し、単独事故（ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故）など自賠責保険等で保険金が支払われない場合に、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金：被保険者が死亡された場合、1,500万円をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金：被保険者が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50～2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金：被保険者が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

(注1) ○：補償されます ×：補償されません

事故の種類	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の事故	借用自動車以外の自動車(※)に搭乗中の事故(運転中を除く)	歩行中等の自動車事故
一般タイプ	○(搭乗者全員)	○(記名被保険者のみ)	○(記名被保険者のみ)
借用自動車運転中のみタイプ	○(搭乗者全員)	×	×

(※) 記名被保険者、記名被保険者の配偶者および記名被保険者の同居の親族が所有または常時使用するお車などを除きます。なお、用途・車種が自家用6車種、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）・特種用途自動車（キャンピング車）・二輪自動車・原動機付自転車であるものおよびバス、タクシーが対象車種となります。

(注2) 搭乗者傷害危険補償特約、自損事故保険において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額（自損事故保険の場合は1,500万円）から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

搭乗死亡等対象外特約 (搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約) ※搭乗者傷害危険補償特約をセットした場合にセット可能。	車両損害臨時費用補償特約 (車対車限定)
搭乗者傷害危険補償特約の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。	記名被保険者が運転する借用自動車が、相手を確認できる他の車との衝突等の事故により滅失、破損または汚損した場合の臨時費用として保険金額の全額をお支払いします。ただし、対物賠償保険より保険金が支払われる場合に限りです。

保険金をお支払いしない主な場合

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

	重大な過失による損害または傷害	被保険者の故意による損害または傷害	それ以外の原因による損害または傷害	運転影響による状態異常	酒気帯び状態	潮風・洪水・高潮による損害	台風・暴風・高潮による損害	子配偶者に対する損害	配偶者・父母・子に対する損害	受託物に関する損害賠償
対人賠償保険	×	△(注)	○	○	×	×	×	×	×	—
対物賠償保険	×	△(注)	○	○	×	×	×	×	×	×
自転車運転者損害賠償責任補償特約	×	△(注)	○	○	×	×	×	×	×	×
搭乗者傷害危険補償特約	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
人身傷害補償特約	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
自損事故保険	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
車両損害臨時費用補償特約 (車対車限定)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○：保険金をお支払いします。 ×：保険金をお支払いできません。
△：その被保険者本人の傷害についてはお支払いできません。 —：対人賠償の対象外です。
(注) 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

- ※1 記名被保険者が勤務先の所有する自動車を業務のために運転している際に起こした賠償事故・自損事故・搭乗者傷害事故・人身傷害事故については、保険金の支払いの対象外となります。
- ※2 車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)については、上表において「損害または傷害」とあるのは、「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。また、上表に加え、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)でお支払いできない主な滅失、破損または汚損は以下のとおりとなります。
(a) タイヤのみに生じた滅失、破損または汚損 (b) 欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐し等)による滅失、破損または汚損 (c) 故障(電気的、機械的故障)による滅失、破損または汚損 (d) 取り外された部品や付属品の滅失、破損または汚損 (e) 詐欺、横領による滅失、破損または汚損 (f) 航空機、船舶で輸送中の滅失、破損または汚損
さらに、下記に該当する場合についても、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)において保険金はお支払いできません。
・相手自動車に対する法律上の損害賠償責任が発生しないとき。
・借用自動車が、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合において、レンタカー会社が締結している対物賠償保険等に免責金額の適用がないか、もしくは免責金額の適用があっても「免責補償制度」(※2)から給付を受けるなどの理由により、相手自動車に対する法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の全額が補償されること。
(※2) レンタカー会社がレンタカー借用にオプションとして提供している制度で、借用人がレンタカー借用时に一定の対価を払うことにより、レンタカー会社が締結している対物賠償保険や車両保険の免責金額相当額を補償するもの(レンタカー会社によって名称・内容は異なる場合があります)。
※3 各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金をお支払いできません。
※4 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。
(a) レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
(b) 借用自動車に危険物を業務として積載、または借用自動車が、危険物を業務として積載した被牽引自動車(※)を牽引することにより生じた損害または傷害
(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害
(d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害
なお、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)については、「損害または傷害」とあるのは「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。

※補償内容・各種用語については、当社Webサイト・重要事項説明書・普通保険約款および特約等でご確認ください。

身近な安心、確かな未来。

三井ダイレクト損害保険株式会社

●このサービスガイドでご案内している商品・サービス等については、変更する場合があります。